

平成27年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に係る愛媛県内就職・定住の促進プログラムにおける学生の単位互換に関する覚書

6大学は、本覚書を証するため、本覚書6通を作成し、それぞれ1通を保持する。

平成28年2月8日

愛媛大学、今治明德短期大学、聖カタリナ大学、聖カタリナ大学短期大学部、松山東雲女子大学及び松山東雲短期大学（以下「6大学」という。）は、平成27年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に係る愛媛県内就職・定住の促進プログラムに関する協定書第2条第1項第3号の規定に基づき、学生の単位互換の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 学生の身分

愛媛大学が受け入れる学生は「特別聴講学生」、今治明德短期大学が受け入れる学生は「科目等履修生」、聖カタリナ大学、聖カタリナ大学短期大学部が受け入れる学生は「特別聴講学生」、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学が受け入れる学生は「特別科目等履修生」とする。

2 授業料その他の費用

検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。

3 履修できる授業科目等

履修できる授業科目等は、平成27年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に係る愛媛県内就職・定住の促進プログラムにおいて実施する授業科目等から受入大学が決定の上、所定の期日までに派遣大学に通知する。

4 履修手続等

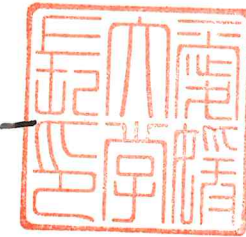
履修を希望する学生は、派遣大学長を通じて、所定の期日までに受入大学へ申請するものとし、受入大学は、受け入れを許可する学生を決定し、派遣大学に通知する。

5 成績評価・単位認定

受入大学は、当該大学の規則等により受け入れた学生の授業科目の成績評価を行い、その結果を速やかに派遣大学に通知する。派遣大学は、受入大学からの通知に基づき、当該大学の規則等により単位認定を行う。

愛媛大学学長

大橋 裕一



今治明德短期大学学長

野口 学



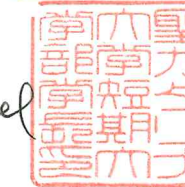
聖カタリナ大学学長

Journofaulupiel



聖カタリナ大学短期大学部学長

Journofaulupiel



松山東雲女子大学学長

棟方 信彦



松山東雲短期大学学長

棟方 信彦

